資料２

京都市大学のまち交流センター指定管理者選定委員会設置要綱

（設置）

第１条　京都市大学のまち交流センターの指定管理者の選定を行うに当たり、必要な事項を審議するため、京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「条例」という。）第１６条の規定に基づき、京都市大学のまち交流センター指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（審議事項）

第２条　委員会は、京都市大学のまち交流センターの指定管理者の選定等に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

⑴　募集要項の内容、選定基準に係る事項

⑵　選定基準に基づく審査に係る事項

⑶　管理運営の実績の評価に係る事項

⑷　その他市長が必要と認める事項

（組織）

第３条　委員会は、委員５人以内をもって組織する。

２　委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

（委員の任期）

第４条　条例第１８条第１項に規定する市長が定める期間は１年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

５　委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の招集及び議事）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しない時の会議は、市長が招集する。

２　委員長は、会議の議長となる。

３　委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

４　会議の議事は、出席した委員の過半数でもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

５　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（会議の公開）
第７条　会議は公開とする。ただし、第２条第２号に関わる事項を審議する場合は、非公開とすることができる。

（庶務）
第８条　委員会の庶務は、総合企画局国際都市共創推進室において行う。

（補則）
第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。